

■ 林内路網の区分

	林道	林業専用道	森林作業道
①役割	<ul style="list-style-type: none"> ・森林路網の幹線 ・効率的な森林整備（木材輸送等々） ・山村地域の生活路として地域社会と直結 	<ul style="list-style-type: none"> ・幹線となる林道を補完 ・作業道と合わせて木材輸送機能を強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・林道や林業専用道から分岐 ・森林施業地から木材を搬出
②特徴・構造	<ul style="list-style-type: none"> ・一般車両や木材輸送車等が利用 ・緊急時の迂回路 ・走行性を重視しているため開設コストが高い 	<ul style="list-style-type: none"> ・主として特定の者が森林施業のために利用 ・地形に追従した線形とし切土・盛土面を低くする ・構造物は必要最小限とするため林道に対して開設コストが低い 	<ul style="list-style-type: none"> ・森林施業を行う特定の者が利用 ・導入する作業システムに応じた路網を作設 ・土構造とし、開設コストが安価
③規格・仕様	林道規程 自動車道1級～3級	林道規程 自動車道2級、林業専用道作設指針	森林作業道作設指針
設計車両	普通自動車（10t積トラック）、3級は小型自動車（2t積トラック）	普通自動車（10t積トラック）	2t積トラック・フォワーダ
幅員（全幅）	1級（5.0m）、2級（4.0m）、3級（3.0m）	2級（3.6m）	2.5～3.0m程度
平面曲線*1	1級（R=15以上） 2・3級（R=12以上）	R=12以上	規定なし
縦断勾配*2	1級（9%） 2級（9%） 3級（9%） 以下	2級（9%）以下	現地状況により判断
④施行主体	都道府県、市町村、森林組合	①都道府県、市町村、森林組合等 ②森林組合、林業事業者	森林組合・林業事業者等
⑤維持管理	市町村、森林組合 （林道台帳に登載）	①市町村 ②森林組合、林業事業者（森林所有者） <small>（①：林道台帳に登載、②：①と同様か、森林路網台帳（林業専用道）を整備）</small>	森林組合・林業事業者（森林所有者） （森林路網台帳（作業道）を整備）
⑥対象事業	農山漁村地域整備交付金 等	①森林環境保全整備事業、農山漁村地域整備交付金等 ②林業・木材産業循環成長対策交付金等	森林環境保全直接支援事業、 低コスト林業基盤整備サポート事業
⑦イメージ			

*1: 安全施設等を設置することで 3級（R=6以上）とすることができる。

*2-1: 安全施設等を設置することで 1級（12%以下）、2級（12%以下）、3級（12%以下）とすることができる。

*2-2: 区間延長100m以内に限り 1級1車線（14%以下）、2級（14%以下）、3級（14%以下）とすることができる。